

各障害福祉サービス等事業所 運営法人代表者 様

滋賀県健康医療福祉部障害福祉課長
(公 印 省 略)

令和 8 年度障害福祉サービス等処遇改善計画書の提出について

平素は、本県の障害福祉施策の推進に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和 8 年度 (2026 年 4 月サービス提供分から 2027 年 3 月サービス提供分) において、**福祉・介護職員等処遇改善加算**の適用を希望される場合は、下記により令和 8 年度計画書を提出願います。

なお、計画書の作成に当たっては、別添「福祉・介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和 8 年 3 月 31 日付け障障発 0331 第 1 号・こ支障第 78 号)を御確認ください。

記

1. 提出書類

①処遇改善加算計画書 (別紙様式 2-1、2-2、2-3)

※必ず県 HP 掲載の様式を使用してください。

②体制届 (令和 8 年 4・5 月分)

- ・介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書
- ・体制等状況一覧表

※前年度より区分に変更がない場合は体制届の提出は不要です。

③体制届 (令和 8 年 6 月以降分)

- ・介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書
- ・体制等状況一覧表

※報酬改定により報酬区分が細分化されるため、**必ず**提出ください。

2. 提出期限

①処遇改善計画書

②体制届（令和8年4・5月）

→【令和8年4月15日（水）】

③体制届（令和8年6月以降分）

→【令和8年5月15日（金）】

3. 提出方法

・しがネット受付サービス

①処遇改善計画書および②体制届（令和8年4・5月分）↓↓

（<https://ttzk.graffer.jp/pref-shiga/smart-apply/apply-procedure-alias/shougai-shogukaizen8>）

③体制届（令和8年6月以降分）↓↓

（<https://ttzk.graffer.jp/pref-shiga/smart-apply/apply-procedure-alias/shougai-shogukaizen9>）

※「①および②」と「③」で提出フォームが異なりますので、注意してください。

4. 留意事項

- ・事業所の指定権者が滋賀県と市町にまたがる法人にあつては、「①指定権者が滋賀県の事業所」と「②指定権者が市町の事業所」に分けて作成の上、①については滋賀県（県庁当課）へ、②については市町（指定権者）へ提出してください。
- ・障害福祉サービス等処遇改善計画書については、賃金改善実施期間中に賃金改善額が加算による受領額を上回らない場合、全額返還していただくことがありますので、十分御検討の上、計画書を提出してください。
- ・各計画書の確認欄に「○」がついていることを確認してから提出してください。
- ・令和8年度計画書も様式が大幅に変更されておりますので、添付している様式を必ず使用してください。（令和7年度以前の様式を使わないでください。）

5. 問い合わせ先

計画書の作成や様式に関する問い合わせ、加算の内容に関する問い合わせにつきましては、下記、厚生労働省・こども家庭庁コールセンターまで連絡願います。

○電話番号：050-3733-0230（受付時間：9：00～18：00 土日含む）

※例年当課への問い合わせが多発しており、計画書審査業務に影響が生じております。原則、国通知や国コールセンターの利用をお願いします。

滋賀県健康医療福祉部障害福祉課

事業所指導・人材確保係

[TEL:077-528-3544](tel:077-528-3544)

E-mail : ec0002@pref.shiga.lg.jp